

調布市立調布中学校屋内プール・調布市
民西調布体育館複合施設整備・運営事業
基本契約書（案）

令和8年●月

調布市

目次

前　　文.....	1
第1条（目的等）	1
第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	2
第3条（事業の概要等）	2
第4条（役割分担）	2
第5条（建設共同企業体の組成）	3
第6条（特別目的会社【不設立/運営】に係る責任）	3
第7条（事業契約）	5
第8条（施設整備業務）	6
第9条（維持管理・運営業務）	6
第10条（連帯保証）	7
第11条（再委託等）	7
第12条（権利義務の譲渡の禁止）	7
第13条（損害賠償）	8
第14条（契約の不調）	8
第15条（契約の終了）	8
第16条（秘密保持等）	9
第17条（要求水準書の変更）	10
第18条（管轄裁判所）	10
第19条（誠実協議）	10

調布市立調布中学校屋内プール・調布市民西調布体育館複合施設整備・運営事業
基本契約書

本基本契約書（以下「本基本契約」という。）は、調布市（以下「市」という。）と末尾記名捺印欄に「事業者」として記名捺印した各当事者（以下総称して「事業者」という。）の間において、本書末尾所定の日付で締結された。

前 文

市は、調布市立調布中学校屋内プール・調布市民西調布体育館複合施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という。）の趣旨に鑑み、DBO 事業として実施するため、令和 8 年 4 月 28 日に「調布市立調布中学校屋内プール・調布市民西調布体育館複合施設整備・運営事業実施方針」（その後の変更を含む。以下「実施方針」という。）を公表した。

市は、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業を DBO 事業として実施することが適切であると認め、PFI 法第 7 条に規定される特定事業に準じる事業として選定したうえで、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、令和 8 年 9 月に「調布市立調布中学校屋内プール・調布市民西調布体育館複合施設整備・運営事業募集要項」（その後の変更を含む。以下「募集要項」という。）を公表した。

市は、募集要項に従い、事業者から提出された応募提案書類その他の関連書類（本事業の公募手続において募集要項に基づき作成し期限内に提出された書類・図書のみならず、事業契約の締結及び履行において事業者からなされた提案の一切を含め、以下「事業者提案」という。）に基づき、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする _____ グループを優先交渉権者として決定した。事業者は、市との間で、本事業に関し、令和 9 年 ____ 月 ____ 日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

【（SPC を設立した場合）____、____、____ 及び _____（以下個別に又は総称して「構成員」という。）は、基本協定第 3 条の定めに従い、本事業に係る維持管理・運営業務の遂行を行わせるために、特別目的会社として _____（以下「SPC」という。）を設立した。】

市及び事業者は、本事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、基本協定第 5 条の定めに従い、市及び事業者が、本事業に関する事業契約（第 7 条第 2 項に定義する。）を締結するにあたり、本事業の全般に亘る事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。本基本契約は、本基本契約に基づき締結される、建設工事請負契約（第 7 条第 1 項に定義された意味を有する。）及び維持管理・運営業務委託契約（第 7 条第 2 項に定義された意味を有する。）により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。

なお、本基本契約で用いる用語は、本基本契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、募集要項において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

（目的等）

第 1 条 本基本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な

基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、要求水準書等（要求水準書その他募集要項等並びに募集要項等に基づき提出された質問に対して市が公表した回答、募集要項等に基づき実施された技術対話において市が書面で通知した対話結果等をいう。以下同じ。）及び事業者提案に定めるとおりとする。

2 本事業の日程（以下「事業日程」という。）は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

3 本事業において整備される施設（以下「本施設」という。）の概要は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

4 本事業において、事業者が行う業務は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

5 事業者は、日本国の法令を遵守し、監督官庁との協議がある場合には自らの費用と責任においてこれを行い、事業契約（第7条第2項に定義する。）を履行しなければならない。

(役割分担)

第4条 事業者を構成する各当事者（以下、当該当事者を個称する場合には、それぞれ当該当事者の役割名でいうものとする。）は、それぞれ本事業における役割を次のとおり担い、次の各号の定めるところに従い、本事業の事業期間において当該役割で市から委託を受け又は請け負った各業務を遂行するとともに、他の当事者をして、当該当事者が担う役割で委託を受け又は請け負った各業務を遂行せしめるものとする。

代表企業 _____
設計企業 _____
建設企業 _____
維持管理企業 _____
運営企業 _____
その他企業 _____

(1) 設計企業及び建設企業は、本施設の設計・建設に関して要求水準書等及び事業者提案に定める業務（以下総称して「施設整備業務」といい、そのうち、本施設の設計に関する業務を「設計業務」といい、本施設の建設に関する業務を「建設業務」という。）の一切を一括して請負い、設計企業が本施設の設計業務の一切を、また、建設企業が本施設の建設業務の一切をそれぞれ履行する。

(2) 維持管理企業及び運営企業は、本施設の維持管理・運営に関して要求水準書等及び事業者提案に定める業務（以下総称して「維持管理・運営業務」といい、そのうち、本施設の開業準備に関する業務を「開業準備業務」といい、本施設の維持管理に関する業務

を「維持管理業務」といい、本施設の運営に関する業務を「運営業務」という。)を受託し、維持管理企業が維持管理業務(開業準備業務としての維持管理業務を含む。)の一切を、また、運営企業が本施設の運営業務(開業準備業務としての維持管理業務以外の開業準備業務を含む。)の一切をそれぞれ履行し、さらに、事業者提案に基づきその他業務がある場合には、これをその他企業が事業者提案に基づき履行する。

(建設共同企業体の組成)

第5条 設計企業及び建設企業は、施設整備業務を一括して請け負うにあたり、特定建設工事共同企業体(以下「建設JV」という。)を組成し、建設JVの組成及び運営に関し、建設共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。ただし、建設企業と設計企業が同一の企業である場合には、この限りでない。なお、締結された協定書の写しは、その締結後直ちに市に提出されていなければならない。

- 2 前項の定めるところに従って市に写しが提出された協定書の内容を、建設JVが変更したときには、設計企業及び建設企業は、建設JVをして速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を市に対し提出させるものとする。

(※事業者提案に基づきSPCが設立されない場合)

(特別目的会社不設立に係る責任)

第6条 事業者は、市に対し、本事業の業務の一部である維持管理・運営業務を遂行させることのみを目的として特別目的会社を設立していないことにより本事業の円滑な遂行に支障が生じないようにすることを確約し、本事業の円滑な遂行を事業者を構成する各当事者をして引き受けさせる。

- 2 維持管理企業及び運営企業は、維持管理・運営業務を実施するにあたり、共同企業体(以下「運営JV」という。)を組成し、運営JVの組成及び運営に関し、運営共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。ただし、維持管理企業と運営企業が同一の企業である場合には、この限りでない。なお、締結された協定書の写しは、その締結後直ちに市に提出されていなければならない。
- 3 前項の定めるところに従って市に写しが提出された協定書の内容を、運営JVが変更したときには、事業者は、運営JVをして速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を市に対し提出させるものとする。

(※事業者提案に基づきSPCが設立された場合)

(特別目的会社運営に係る責任)

第6条 構成員は、本事業の業務の一部である維持管理・運営業務を遂行させることのみを目的として、SPCを適法に新設したものであることを確認する。

- 2 構成員は、SPCの設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を表明し、本基本契約締結時点で真実かつ正確であることを保証のうえ、将来にわたってこれらを維持することを約束する。

(1) SPCは会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)上の株式会社であるところの監査役設置会社とすること。

(2) SPCの本店住所地为調布市内とし、調布市内以外の土地に移転させないこと。

(3) SPCの担当する業務は、維持管理・運営業務の受託及び本基本契約においてSPC

- が担当すべきとされるその他の業務のみとし、ＳＰＣの目的をその範囲に限定すること。
- (4) ＳＰＣの株式は譲渡制限株式の１種類とし、ＳＰＣの定款に会社法第 107 条第 2 項第 1 号所定の定めを規定すること。
- (5) 構成員以外の者がＳＰＣに出資していないこと、並びに、建設企業（建設企業が 1 社の場合に限る。）及び運営企業（運営企業が 1 社の場合に限る。）がいずれも構成員として出資していること。
- (6) 本事業の事業期間を通じて、前号の出資状態を維持し、かつ、市の事前の同意なくして、これを変更し、又は、構成員以外の者による出資は行わせないこと。
- (7) 構成員は、ＳＰＣが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合にも、構成員の全部若しくは一部が連帯して、又は、いずれかの構成員が単独で、ＳＰＣを倒産させず、ＳＰＣが維持管理・運営業務委託契約（第 7 条第 2 項に定義された意味を有する。）上の債務を履行できるよう、ＳＰＣへの追加出資、劣後融資その他市が適切と認める支援措置を講ずるものとする。この場合、市は、合理的に必要と認める内容及び規模の支援措置を選択のうえ、当該選択に係る支援措置（疑義を避けるため、当該支援措置には、上限額は設定されず、市は、合理的に必要と認める金額を設定できるものとする。）を講じることを構成員に対して請求することができるものとし、当該請求後 10 日以内に、構成員は、協議のうえ、当該支援措置に対応する構成員及び対応方法を決定し、市に書面で通知のうえ、これを実行するものとする。
- 3 構成員は、ＳＰＣの株主として、本条第 2 項第 1 号から第 5 号の定めに反してＳＰＣの本店所在地、ＳＰＣの目的、ＳＰＣの資本金額その他の定款変更又は増資その他の組織再編を行う株主総会議案に賛成しないものとする。
- 4 ＳＰＣは、本基本契約締結後速やかに、市に対し、現行定款の原本証明付写し及び商業登記履歴事項全部証明書を提出するものとする。なお、その後、その定款又は商業登記を変更したときには、速やかに変更後の定款の原本証明付写し又は商業登記履歴事項全部証明書を、市に対して提出するものとする。
- 5 構成員は、市に対し、本条第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定される内容を履行することを、連帯して約束する。
- 6 構成員は、市の要請により、市が別途定める様式及び内容の株式担保権設定契約書を締結の上、自己の保有するＳＰＣの株式に対し、市のために株式担保権を設定し、その対抗要件を具備するものとする。
- 7 前項の定める場合を除くほか、事業者は、本基本契約の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとする。この場合において市に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主又は筆頭株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後のＳＰＣの議決権比率その他事業者が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 第 2 項第 5 号に抵触するＳＰＣ株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分
- (2) 第 2 項第 5 号に抵触する新株又は新株予約権の発行その他の方法によるＳＰＣへの資本参加の決定
- (3) ＳＰＣによる維持管理・運営業務の着手後におけるＳＰＣの資本金を事業者提案記載の金額未満にする減資
- (4) その他事業者提案に基づく提案内容の変更
- 8 事業者は、前項の定めるところに従って市の承諾を得て前項第 1 号又は第 2 号所定のい

れかの行為を行った場合には、当該行為に係る関連書類（契約書、引受申込書、割当通知書、議事録を含むが、これらに限られない。）の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る市所定の書式の誓約書その他市が必要とする書面を添えて市に対して提出するものとする。

9 S P Cは、将来にわたって経営の健全性を確保するために、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画を、S P Cが別途定めて市が承認した様式により作成のうえ、市に提出するものとする。市は、当該経営計画を確認し、疑義がある場合には、S P Cに対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、S P Cは、市の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。

10 S P Cは、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書その他の財務書類を、公認会計士又は監査法人の監査を受けて確定後3ヶ月以内に市に提出するものとする。市は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。市は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

（事業契約）

第7条 設計企業及び建設企業は、施設整備業務に関し、市との間で、募集要項等により示された様式及び内容の工事請負契約書（本書において「建設工事請負契約」という。）を本基本契約の締結日付で締結する。

2 【S P C（※事業者提案に基づきS P Cが設立された場合）／維持管理企業及び運営企業（※事業者提案に基づきS P Cが設立されない場合）】は、維持管理・運営業務に関し、市との間で、募集要項等により示された様式及び内容の維持管理・運営業務委託契約（本書において「維持管理・運営業務委託契約」といい、本基本契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約を総称して「事業契約」という。）を本基本契約の締結日付で締結する。

3 前各項の定めにかかわらず、市は、本事業に関し、事業者のいずれかの当事者が次の各号のいずれかに該当する場合、事業者の当該当事者に書面で通知することにより、本基本契約以外の未締結の事業契約の全部又は一部を締結しないことができる。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると判明したとき。

（2）公正取引委員会が事業者のいずれかに対し、事業契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、事業契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3）事業契約に関して、いずれかの事業者の役員又はその使用人の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（4）暴力団等排除に関する特約条項第3条第1項に基づき本基本契約を解除することができるとき。

（5）締結している本基本契約以外の事業契約が市より解除された場合。

(施設整備業務)

第8条 施設整備業務の概要は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、設計企業及び建設企業は、建設工事請負契約の定めるところに従い、設計企業をして、建設工事請負契約締結後速やかに設計に着手させ、建設企業をして、事業日程のとおり、本施設を事業日程に定める引渡期限までに完成させて市への引渡しを完了するものとする。
- 3 設計企業及び建設企業は、本施設の引渡後も、建設工事請負契約の定めるところに従い、本施設の契約不適合責任を負担する。
- 4 前各項の定めるところのほか、施設整備業務の詳細は、建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

(維持管理・運營業務)

第9条 維持管理・運營業務の概要は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、維持管理・運營業務に係る業務遂行期間のうち、開業準備業務に係る業務遂行期間は、当該期間として要求水準書等及び事業者提案に定める期間（以下「開業準備期間」という。）とし、維持管理業務及び運營業務に係る業務遂行期間は、当該各期間として要求水準書等及び事業者提案に定める期間（以下総称して「維持管理・運営期間」といい、その初日を「供用開始日」という。）とし、開業準備期間において開業準備業務を完了したうえで、本施設の供用を事業日程のとおり供用開始日から開始し、維持管理・運営期間中、維持管理業務及び運營業務を遂行して、令和27年3月31日に終了するものとする。
- 3 事業者提案に基づきSPCが設立された場合、維持管理企業及び運営企業は、維持管理・運営期間の全期間にわたり、SPCが維持管理・運營業務委託契約に基づき負担する本施設のすべての機器の性能及び能力が発揮できるよう、運営・維持管理期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等をSPCの負担により速やかに補修、改造又は交換しなければならない義務の履行のみならず、維持管理・運營業務委託契約第24条に基づく施設状態等保証責任をもSPCと連帯して履行する。
- 4 前各項の定めるところのほか、維持管理・運營業務の詳細は、維持管理・運營業務委託契約の定めるところに従うものとする。
- 5 SPCは、維持管理・運營業務を維持管理・運營業務委託契約の定めるところに従って維持管理企業及び運営企業に対して関連法令に抵触することなく事業者提案に基づき再委託する。当該再委託に係る契約が解除その他の事由の如何を問わず、維持管理・運営期間の途中で終了する場合又はそのおそれを市が合理的に認めてSPCに要請した場合には、SPCは、当該再委託先に代わって、SPCから再委託を受けて再委託業務を遂行する者の候補者（ただし、募集要項の定める当該再委託先の備えるべき参加資格条件のすべてを満たすものとする。以下「後継再委託先候補者」という。）を探索し、当該再委託先に代わってSPCから再委託を受けて当該再委託業務を遂行することにつき、後継再委託先候補者から内諾を得たうえで、後継再委託先候補者の情報その他市が合理的に求める情報を開示して後継再委託先候補者への再委託業務の引継の検討を書面で市に打診することができる。
- 6 市は、前項の定めるところに従って後継再委託先候補者への再委託業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知をSPCに対して行うものとする。当該通知を受領した場合、SPCは、後継再委託先候補

者との間で、維持管理・運営期間の残存期間に係る再委託業務の再委託に関する契約を締結することができ、ＳＰＣ以外の事業者は、これに合理的な協力を尽くすものとする。

（連帯保証）

第１０条 事業者提案に基づきＳＰＣが設立された場合、維持管理企業及び運営企業（以下、個別に又は総称して、「保証人」という。）は、維持管理・運営業務委託契約に基づきＳＰＣが市に対して負担する損害賠償義務、違約金支払義務その他一切の金銭債務（以下「主債務」という。）についてＳＰＣと連帯して履行する保証債務（以下「本連帯保証債務」という。）を負う。本連帯保証債務の履行については、次項以降の定めに従うものとする。

２ 本連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証により変更されず影響も受けないものとする。保証人は、市がその都合によって担保又は他の保証を変更・解除しても、本連帯保証債務の免責を主張してはならない。

３ 保証人は、ＳＰＣの市に対する維持管理・運営業務に係る委託料その他の債権をもって、本連帯保証債務に係る市の債権と相殺してはならない。

４ 保証人は、本連帯保証債務の履行により市のＳＰＣに対する権利につき代位した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、代位した権利を行使してはならない。保証人は、市から請求を受けた場合、代位による権利又は順位を市に無償で譲渡するものとする。また、保証人は、本連帯保証債務の履行によりＳＰＣに対して求償権を取得した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、当該求償権を行使してはならない。ただし、市が事前の書面による承諾をした場合には、この限りでない。

５ 保証人による本契約に基づく連帯保証は、主債務に係る担保又は他の保証を変更せず影響も与えないものとする。

６ 市は、本連帯保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人の全部又は一部に対して、市が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。当該保証債務履行請求書を受領した保証人は、その受領した日から 60 日以内に、当該請求に係る本連帯保証債務の履行を完了しなければならない。

７ 市は、維持管理・運営業務委託契約に基づく維持管理・運営業務に係る各業務内容又は委託費の変更、業務の中止その他の事由により主債務の内容に変更が生じたときは、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知する。保証人は、本連帯保証債務の内容は、主債務の内容の変更に従って、当然に変更されるものとすることを認識しかつ了解しており、これに如何なる異議も述べない。

（再委託等）

第１１条 第７条各項の定めるところに従って締結された契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、事業者は、事業契約の定める場合を除き、第三者に再委託し又は下請けしてはならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第１２条 市及び事業者は、相手方の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

２ 前項の定めにかかわらず、第９条第５項及び第６項の定めるところに従ってＳＰＣが後継再委託先候補者と新規の維持管理・運営業務の全部又は一部の再委託に関する契約を締結する

場合には、事業者は、後継再委託先候補者に当該再委託先の本基本契約上の地位並びに当該地位に基づく権利及び義務（ただし、既発生の上記ものは除かれるものとする。）を承継させるものとし、市は、これに必要な合理的な協力を行うものとする。

（損害賠償）

第13条 いずれかの事業者の事業契約に基づく市に対する賠償義務については、事業契約において別段の定めがない限り、他の事業者も連帯して責任を負うものとし、市は、事業者の全部に対して、市が被った損害の範囲内において、その全額について賠償請求できるものとする。

（契約の不調）

第14条 事由の如何を問わず、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合には、本基本契約に別段の定めがない限り、当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（契約の終了）

第15条 本基本契約は、本基本契約の締結により法的効力を生じ、維持管理・運営期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、本基本契約の各規定は市及び事業者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本基本契約以外の事業契約のすべてが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、市は、事業者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、代表企業に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、市の第13条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。

（1）本事業に関して第7条第3項各号のいずれかに該当する場合。

（2）本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、市が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

（3）締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが市により解除された場合。

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、事業者は、市が本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないときは、市に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げない。

5 第1項及び第2項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由が生じた日をもって本基本契約は終了する。なお、本項に基づく本基本契約の終了後も、市又は事業者の相手方に対する違約金、損害賠償その他既発生の上記責任（既発生の原因に基づく潜在的な責任を含む。）に係る請求は妨げられない。

（1）建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合。

（2）締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが事業者

により解除された場合。

6 前各項の定めにかかわらず、本基本契約の終了後も、第 10 条、第 13 条、第 14 条及び第 16 条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

7 次の各号のいずれかに該当する場合、何らの意思表示もなしに、その時点で市が本基本契約を解除したものとみなされるものとする。

(1) 事業者のいずれかが本基本契約の債務の履行を拒否し、又は、いずれかの事業者の本基本契約の債務について履行不能となった場合

(2) 次の各号に掲げる者が本基本契約を解除した場合

① いずれかの事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

② いずれかの事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

③ いずれかの事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

8 市及び事業者は、本条の定めるところに従って本基本契約が解除された場合、締結している本基本契約以外の事業契約において損害賠償金、違約金及び契約保証金の取扱いについて定めがあるときは、当該定めが本条の定めとともに重疊的に適用されることに同意する。

(秘密保持等)

第 16 条 市及び事業者は、事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 市及び事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 市が守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合

(5) 市が守秘義務契約を締結した者に開示する場合

(6) 本施設の維持管理・運営に必要な場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

- 4 市は、前各項の定めにかかわらず、事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 事業者は、事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、市の定める諸規定を遵守するものとし、事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。
- 6 事業者は、事業者の役員、従業員、事業者の代理人又はコンサルタント、SPCが出資された場合にはその出資者に対し、本条の秘密保持義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

(要求水準書の変更)

第17条 市は、次の各号所定の事由が生じた場合、次項の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
 - (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
 - (3) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。
- 2 要求水準書の変更は、次各号の定めに従って行われるものとする。
- (1) 市は、前項各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者へ通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
 - (2) 事業者は、第1号所定の通知受領後20日以内に意見書を提出するものとする。
 - (3) 市は、事業者が第2号所定の意見書を期限内に提出しないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
 - (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとする。ただし、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行ったうえで確定的な変更内容を事業者へ通知することにより、要求水準書の変更を確定するものとする。
 - (5) 事業契約に基づく事業者への支払金額を含め事業契約の変更が必要となるとき、市は、必要な契約変更を行うものとし、事業者は、これに協力する。

(管轄裁判所)

第18条 市及び事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、東京地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第19条 事業契約に定めるもののほか、事業者は、調布市契約事務規則（昭和39年調布市規則第33号）に従うものとし、同規則に定めのない事項について必要が生じた場合、又は事業契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び当該事業契約を市と締結した事業者が誠実に協議して定めるものとする。

本基本契約の締結を証するため、本書 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付して仮契約を締結する。

(特約条項条文)

本基本契約は、仮契約として締結されるものであり、建設工事請負契約が調布市議会において議決された場合には本契約になるものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において事業者がこのことにより損害を生じた場合においても、市は一切その賠償の責に任じない。

令和 9 年 5 月 ____ 日

発注者 調布市

代表者 調布市長 林 明 裕

事業者

(代表企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(建設企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(設計企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(運営企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(維持管理企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

【（その他企業）】

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

【（S P C）】

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

暴力団等排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される調布市立調布中学校屋内プール・調布市民西調布体育館複合施設整備・運営事業基本契約（以下「本基本契約」という。）と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 調布市をいう。
- (2) 乙 本基本契約を甲との間で締結した事業者（本基本契約に定義された意味を有する。）のいずれかをいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団等 法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。
- (5) 役員等 代表役員（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）をいう。以下同じ。）、一般役員等（乙の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。）で代表役員以外の者をいう。）及び役員として登記又は届出がされていないが、事実上乙の経営に参画している者をいう。
- (6) 使用人 乙に雇用される者で、役員等以外の者をいう。
- (7) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人（資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下同じ。）及び業務委託の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の受託者（当該工事の一部又は当該業務委託の全部若しくは一部を更に別の第三者に委任し、又は請け負わせる場合その他これと同様の行為が更に行われる場合の下請負人又は受託者を含む。）をいう。
- (8) 下請等契約 乙と下請負人等との契約等、本基本契約の履行のために必要な本基本契約に関連する契約をいう。

(乙が暴力団等であった場合等の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本契約を解除することができる。この場合において、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 乙又はその役員等若しくは使用人が暴力団等であると認められるとき、又は暴力団等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 乙又はその役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等であることを知りながら、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 乙又はその役員等若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団等の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙又はその役員等若しくは使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙若しくは乙の下請負人等又はそれらの役員等若しくは使用人が、下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該下請負人等と下請等契約を締結したと認められるとき。
- (6) 乙が、甲から暴力団等の排除に関する勧告を受けてから1年以内に、甲から再度当該勧告を受けたとき。
- (7) 乙が、暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者に本基本契約により生じる権利又は義務を譲渡、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、これによって乙に損害を及ぼしても、その責めを負わないものとする。

以上